

昭和三十七年四月十九日 衆議院会議録第三十八号 建築物用地下水の採取の規制に関する法律案

日程第二 建築物用地下水の採取

日程第二 建築物用地下水の採取
の規制に関する法律案（内閣提出、參議院送付）

建築物用地下水の採取の規制に関する法律案

參議院議長 松野 鶴平
來議院議長清瀬一郎殿
建築物用地下水の採取の規制に
關する法律

| | |
|-----|-------------------------|
| 第一章 | 總則(第一條—第二條) |
| 第二章 | 建築物用地地下水の採取の規制(第三條—第十條) |
| 第三章 | 雜則(第十一條—第十六條) |
| 第四章 | 罰則(第十七條—第十九條) |
| 第五章 | (略) |

附則

第一条 この法律は、特定の地域内において建築物用地下水の採取について地盤の沈下の防止のため必要な規制を行なうことにより、国民の生命及び財産の保護を図り、もつて公共の福祉に寄与することを目的とする。

第二条 この法律において「建築物
用地下水」とは、冷房設備、水洗

第三十九条 建築物用地下水の採取の規制に関する法律案

便所その他政令で定める設備の用に供する地下水(温泉法(昭和二十年法律第二百四十六号)第二条第二項及び工業用水法(昭和三十一年法律第二百二十五号))による温泉及び工業用水法(昭和三十一年法律第二百四十六号)第二条第二項に規定する工業の用に供するものを除く。)をいう。

2 この法律において「揚水設備」とは、動力を用いて地下水を採取するための設備で、揚水機の吐出口の断面積(吐出口が二以上あるときは、その断面積の合計。以下同じ。)が六平方センチメートルをこえるもの(河川法(明治二十九年法律第七十一号)による河川の区域内のものを除く。)をいう。

第二章 建築物用地下水の採取の規制(規制を行なう地域の指定)

第三条 この法律の規定により建築物用地下水の採取を規制する地域は、当該地域内において地下水を採取したことにより地盤が沈下し、これに伴つて高潮、出水等による災害が生ずるおそれがある場合において、政令で指定する。

建設大臣は、前項の政令の制定又は改廃の立案をしようとする場合においては、関係都道府県知事及び関係市(特別区を含む。以下同じ。)町村の長の意見をきかなければならぬ。

(建築物用地下水の採取の許可)

第四条 前条第一項の規定により政令で指定された地域(以下「指定地域」という。)内の揚水設備により建築物用地下水を採取しようとする者は、揚水設備ごとに、そのスイッチの位置及び揚水機の吐

2 都道府県知事は、前項の許可の申請に係る揚水設備のストレーナーの位置及び揚水機の吐出口の断面積が建設省令で定める技術的基本準に適合していると認める場合でなければ、同項の許可をしてはならない。

3 都道府県知事は、前項の規定にかかるわらず、水洗便所の用に供する地下水の採取については、他の水源をもつてその地下水に替えることが著しく困難であると認める場合に限り、第一項の許可をすることができる。

4 都道府県知事は、第一項の許可に、地盤の沈下を防止するため必要な条件を附すことができる。ただし、その条件は、その許可を受けた者(以下「採取者」という。)に不当な義務を課すことができるものであつてはならない。

5 建設大臣は、第二項の建設省令の制定又は改廃を行なおうとする場合において、当該建設省令で定める技術的基本準に係る指定地域の

九一四

るにより、当該揚水設備について、都道府県知事に届け出なければ

4 前二項の規定は、第二条第一項

施行に伴い新たに建築物用地下水による地下水の当該政令の施行の

現に指定地域内の揚水設備によ
り採取している者がある場合にお

いて、当該揚水設備について選用する。この場合において、前二項

中「当該指定地図の指定の日」であるのは、「当該政令の施行の日」と

5 第四条第一項の建設省令を改正する する建設省令の施行の際見て指字

地域内において改正後の建設省令で定める技術的基準に適合しない

許可揚水設備（同条第一項の許可を受けた揚水設備をいう。以下同

（二）第一項（前項において准用する場合を含む。）の許可揚水設備を

取している者がある場合においては、当該井戸揚水設備に係る同条

第一項の許可は、当該建設省令を改正する建設省令の施行の日から

起算して二年を下らない期間で建設省令で定める期間を経過した時

にその效力を失う
(氏名等の変更の届出)

第一卷 手取規則の比較表
は名称又は住所に変更があつた場

を都道府県知事に届け出なければならぬ。

(許可の承継)
第八条 採取者から許可揚水設備を

第八条 採取者から許可採水設備を譲り受け、又は借り受けて、これ

第八条 採取者から許可採水設備を譲り受け、又は借り受けて、これ

により建築物用地下水を採取する者は、当該許可揚水設備に係る採取者の地位を承継する。

2 採取者について相続又は合併があつた場合においては、相続人又は合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人は、採取者の地位を承継する。

3 前二項の規定により採取者の地位を承継した者は、遅滞なく、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

(許可の失效)

第九条 採取者がその許可揚水設備につき次の各号の一に該当するに至つた場合においては、当該許可揚水設備に係る第四条第一項の許可是、その効力を失う。この場合においては、採取者は、遅滞なく、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

一 許可揚水設備により建築物用地下水を採取することを廃止したとき。

二 許可揚水設備の揚水機を動力によらないものとし、又はそのメートル以下としたとき。

三 前二号の場合のほか、許可揚水設備を廃止したとき。

(監督処分)

第十一条 都道府県知事は、偽りその他不正な手段により第四条第一項の許可を受けた者又は同条第四項の規定により附した条件に違反した者に対して、その許可を取り消すことができる。

2 都道府県知事は、第四条第一項の規定に違反して同項の許可を受

けず、又は同条第四項の規定により附した条件に違反して建築物用地下水の採取が行なわれている揚水設備については、当該揚水設備の所有者、管理者又は占有者に対

り附した条件に違反して建築物用地下水の採取が行なわれている揚水設備については、当該揚水設備の所有者、管理者又は占有者に対

して、当該揚水設備による建築物用地下水の採取を禁止し、若しくは制限し、又は相当の猶予期限をつけて、当該揚水設備のストレーナーの位置を深くすること、その揚水機の吐出口の断面積を小さくすること、その他その違反を是正するため必要な措置をとることを命ずることができる。

3 都道府県知事は、前二項の規定においては、あらかじめ、当該处分をすべき者について聴聞を行なわなければならぬ。

4 都道府県知事は、予想することができるなかつた急激な地盤の沈下が生じたため、又は生ずるおそれがあるため、地盤の沈下に伴う高潮、出水等による災害の発生のおそれが著しく、第四条第二項の建設省令で定める技術的基準が改正された場合において、第六条第二項(同条第四項において準用する場合を含む)又は第五項の許可揚水設備による建築物用地下水の採取を放棄することができないと認めるとときは、当該許可揚水設備の所有者、管理者又は占有者に対し、当該許可揚水設備による建築物用地下水の採取を制限し、又は相当の猶予期限をつけて、当該許可揚水設備による建築物用地下水の採取を停止するか若しくは当該許可揚水設備を改正後の建設省令

で定める技術的基準に適合させたため必要な措置をとることを命ずることができる。

(土地の立入り)

第十二条 建設大臣又は都道府県知事は、この法律を施行するため地下又は地盤の状況に関する測量又は実地調査を行なう必要がある場合においては、その職員に他人の土地に立ち入らせることができる。

3 前項の規定によりその職員に他人の土地に立ち入らせようとする場合においては、立入りの日の五日前までに、その旨を土地の占有者に通知しなければならない。

4 日出前又は日没後においては、土地の占有者の承諾があつた場合を除き、第一項の規定による立入りをしてはならない。

(報告の微取)

第十三条 都道府県知事は、この法律を施行するため必要がある場合においては、指定地域内において建築物用地下水を採取している者に対する、建築物用地下水を採取するための設備の構造及び建築物用地下水の採取の状況について報告を求めることができる。

(立入検査)

第十四条 都道府県知事は、この法律による権限を行なうため必要な限度において、その職員に、建築物用地下水を採取するための設備の設置の場所又は当該設備により建築物用地下水を採取する者の事業所若しくは事務所に立ち入り、当該設備その他の物件を検査させることができる。

5 第一項の規定により他人の土地に立ち入る職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

6 国又は都道府県指定都市の区域内にあつては、指定都市。以下この条において同じ)は、第一項の規定による立入りにより他人に損害を与えた場合には、その損失を受けた者に対して、通常

7 前項の規定による損失の補償については、国又は都道府県と損失を受けた者が協議しなければならない。

(第三章 雜則)

8 前項の規定による協議が成立しない場合においては、国、都道府県又は損失を受けた者は、政令で定めるところにより、収用委員会に土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号)第九十四条第二項の規定による裁決を申請することができる。

9 前項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(意見の申出)

第十一条 都道府県知事(指定都市の区域内にあつては、指定都市の市長)は建設大臣に対し、市町村長は都道府県知事に対し、それぞれ当該地方公共団体の区域内における建築物用地下水の採取による地盤の沈下の防止に関し、意見を申し出ることができる。

10 第十五条 都道府県知事(指定都市の区域内にあつては、指定都市の市長)は建設大臣に対し、市町村長は都道府県知事に対し、それぞれ当該地方公共団体の区域内における建築物用地下水の採取による地盤の沈下の防止に関し、意見を申し出ることができる。

11 第十六条 都道府県知事は、この法律による権限を行なうため必要な限度において、その職員に、建築物用地下水を使用する設備を地下下水を使用しないものに改造することを促進するため、当該改造につき必要な資金のあつせん、技術的な助言その他の援助に努めるものとする。

12 第四章 罰則

13 第十七条 次の各号の一に該当する者は、一年以下の懲役又は十万元以下の罰金に処する。

14 第四条第一項の許可を受けないで指定地域内の揚水設備により建築物用地下水を採取した者は、三万円以下の罰金に処する。

15 第十条第二項又は第四項の規定による立入検査を定による都道府県知事の処分に違反した者

16 第十八条 次の各号の一に該当する者は、三万円以下の罰金に処する。

17 第七条 第八条 第九条 第十条 第十一条 第十二条 第十三条 第十四条 第十五条 第十六条 第十七条 第十八条 第十九条 第二十条 第二十一条 第二十二条 第二十三条 第二十四条 第二十五条 第二十六条 第二十七条 第二十八条 第二十九条 第三十条 第三十一条 第三十二条 第三十三条 第三十四条 第三十五条 第三十六条 第三十七条 第三十八条 第三十九条 第四十条 第四十一条 第四十

18 第二十九条 第三十条 第三十

19 第三十一条 第三十二

20 第三十二

21 第三十三

22 第三十四

23 第三十五

24 第三十六

25 第三十七

26 第三十八

27 第三十九

28 第四十

29 第四十一

30 第四十二

31 第四十三

32 第四十四

33 第四十五

34 第四十六

35 第四十七

36 第四十八

37 第四十九

38 第五十

39 第五十一

40 第五十二

41 第五十三

42 第五十四

43 第五十五

44 第五十六

45 第五十七

46 第五十八

47 第五十九

48 第六十

49 第六十一

50 第六十二

51 第六十三

52 第六十四

53 第六十五

54 第六十六

55 第六十七

56 第六十八

57 第六十九

58 第七十

59 第七十一

60 第七十二

61 第七十三

62 第七十四

63 第七十五

64 第七十六

65 第七十七

66 第七十八

67 第七十九

68 第八十

69 第八十一

70 第八十二

71 第八十三

72 第八十四

73 第八十五

74 第八十六

75 第八十七

76 第八十八

77 第八十九

78 第九十

79 第九十一

80 第九十二

81 第九十三

82 第九十四

83 第九十五

84 第九十六

85 第九十七

86 第九十八

87 第九十九

88 第一百

89 第一百零一

90 第一百零二

91 第一百零三

92 第一百零四

93 第一百零五

94 第一百零六

95 第一百零七

96 第一百零八

97 第一百零九

98 第一百一十

99 第一百一十一

100 第一百一十二

101 第一百一十三

102 第一百一十四

103 第一百一十五

104 第一百一十六

105 第一百一十七

106 第一百一十八

107 第一百一十九

108 第一百二十

109 第一百二十一

110 第一百二十二

111 第一百二十三

112 第一百二十四

113 第一百二十五

114 第一百二十六

115 第一百二十七

116 第一百二十八

117 第一百二十九

118 第一百三十

119 第一百三十一

120 第一百三十二

121 第一百三十三

122 第一百三十四

123 第一百三十五

124 第一百三十六

125 第一百三十七

126 第一百三十八

127 第一百三十九

128 第一百四十

129 第一百四十一

130 第一百四十二

131 第一百四十三

132 第一百四十四

133 第一百四十五

134 第一百四十六

135 第一百四十七

136 第一百四十八

137 第一百四十九

138 第一百五十

139 第一百五十一

140 第一百五十二

141 第一百五十三

142 第一百五十四

143 第一百五十五

144 第一百五十六

145 第一百五十七

146 第一百五十八

147 第一百五十九

148 第一百六十

149 第一百六十一

150 第一百六十二

151 第一百六十三

152 第一百六十四

153 第一百六十五

154 第一百六十六

155 第一百六十七

156 第一百六十八

157 第一百六十九

158 第一百七十

159 第一百七十一

160 第一百七十二

161 第一百七十三

162 第一百七十四

163 第一百七十五

164 第一百七十六

165 第一百七十七

166 第一百七十八

167 第一百七十九

168 第一百八十

169 第一百八十一

170 第一百八十二

171 第一百八十三

172 第一百八十四

173 第一百八十五

174 第一百八十六

175 第一百八十七

176 第一百八十八

177 第一百八十九

178 第一百九十

179 第一百九十一

180 第一百九十二

181 第一百九十三

182 第一百九十四

183 第一百九十五

184 第一百九十六

185 第一百九十七

186 第一百九十八

187 第一百九十九

188 第一百二十

189 第一百二十

190 第一百二十

191 第一百二十

192 第一百二十

193 第一百二十

194 第一百二十

195 第一百二十

196 第一百二十

197 第一百二十

198 第一百二十

199 第一百二十

200 第一百二十

201 第一百二十

202 第一百二十

203 第一百二十

204 第一百二十

205 第一百二十

206 第一百二十

207 第一百二十

208 第一百二十

209 第一百二十

210 第一百二十

211 第一百二十

212 第一百二十

213 第一百二十

214 第一百二十

215 第一百二十

216 第一百二十

217 第一百二十

218 第一百二十

219 第一百二十

220 第一百二十

221 第一百二十

222 第一百二十

223 第一百二十

</

条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二 第十二条の規定に違反して第十一条第一項の規定による土地の立入りを拒み、又は妨げた者

三 第十三条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

四 第十四条第一項の規定による立入検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

五 第十五条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

六 第十六条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

七 第十七条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

八 第十八条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

九 第十九条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

十 第二十条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

十一 第二十一条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

十二 第二十二条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

十三 第二十三条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

十四 第二十四条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

十五 第二十五条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

十六 第二十六条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

十七 第二十七条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

十八 第二十八条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

十九 第二十九条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

二十 第三十条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

二十一 第三十一条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

二十二 第三十二条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

二十三 第三十三条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

二十四 第三十四条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

二十五 第三十五条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

二十六 第三十六条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

二十七 第三十七条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

二十八 第三十八条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

二十九 第三十九条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

三十 第四十条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

三十一 第四十一条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

三十二 第四十二条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

三十三 第四十三条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

三十四 第四十四条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

二

三

四

五

六

七

八

九

十

十一

十二

十三

十四

十五

十六

十七

十八

十九

二十

二十一

二十二

二十三

二十四

二十五

二十六

二十七

二十八

二十九

三十

三十一

三十二

三十三

三十四

三十五

三十六

三十七

三十八

三十九

四十

四十一

四十二

四十三

四十四

四十五

四十六

四十七

四十八

四十九

五十

五十一

五十二

五十三

五十四

五十五

五十六

五十七

五十八

五十九

六十

六十一

六十二

六十三

六十四

六十五

六十六

六十七

六十八

六十九

七十

七十一

七十二

七十三

七十四

七十五

七十六

七十七

七十八

七十九

八十

八十一

八十二

八十三

八十四

八十五

八十六

八十七

八十八

八十九

九十

九十一

九十二

九十三

九十四

九十五

九十六

九十七

九十八

九十九

一百

一百零一

一百零二

一百零三

一百零四

一百零五

一百零六

一百零七

一百零八

一百零九

一百零十

一百零十一

一百零十二

一百零十三

一百零十四

一百零十五

一百零十六

一百零十七

一百零十八

一百零十九

一百零二十

一百零二十一

一百零三十二

一百零四十三

一百零五十四

一百零六十五

一百零七十六

一百零八十七

一百零九十八

一百零一百

一百零二十一

一百零三十二

一百零四十三

一百零五十四

一百零六十五

一百零七十六

一百零八十七

一百零九十八

一百零一百

一百零二十一

一百零三十二

一百零四十三

一百零五十四

一百零六十五

一百零七十六

一百零八十七

一百零九十八

一百零一百

一百零二十一

一百零三十二

一百零四十三

一百零五十四

一百零六十五

一百零七十六

一百零八十七

一百零九十八

一百零一百

一百零二十一

一百零三十二

一百零四十三

一百零五十四

一百零六十五

一百零七十六

一百零八十七

一百零九十八

一百零一百

一百零二十一

一百零三十二

一百零四十三

一百零五十四

一百零六十五

一百零七十六

一百零八十七

一百零九十八

一百零一百

一百零二十一

一百零三十二

一百零四十三

一百零五十四

一百零六十五

一百零七十六

一百零八十七

一百零九十八

一百零一百

一百零二十一

一百零三十二

一百零四十三

一百零五十四

一百零六十五

一百零七十六

一百零八十七

一百零九十八

一百零一百

一百零二十一

一百零三十二

一百零四十三

一百零五十四

一百零六十五

一百零七十六

一百零八十七

一百零九十八

一百零一百

一百零二十一

一百零三十二

一百零四十三

一百零五十四

一百零六十五

一百零七十六

一百零八十七

一百零九十八

一百零一百

一百零二十一

一百零三十二

一百零四十三

一百零五十四

一百零六十五

一百零七十六

一百零八十七

一百零九十八

一百零一百

一百零二十一

一百零三十二

一百零四十三

一百零五十四

一百零六十五

一百零七十六

一百零八十七

一百零九十八

一百零一百

一百零二十一

一百零三十二

一百零四十三

一百零五十四

一百零六十五

一百零七十六

一百零八十七

一百零九十八

一百零一百

一百零二十一

別表第百四十二号ノ三の次に次の
一号を加える。

百四十二ノ四 落合ヨリ串内附近
ニ至ル鉄道

附 則

この法律は、公布の日から施行す
る。

理 由

わが国の経済規模の発展の傾向に
かんがみ、日本国有鉄道の敷設すべ
き予定鉄道線路を追加する必要があ
る。これが、この法律案を提出する
理由である。

○議長(清瀬一郎君) 委員長の報告を
求めます。運輸委員長簡牛九夫君。

〔報告書は本号末尾に掲載〕

○簡牛九夫君(登壇) 本号を委員長報告の通り可決するに
よつて、本案は委員長報告の通り可決いた
しました。

○議長(清瀬一郎君) 起立多数。よつ
て、本案は委員長報告の通り可決いた
しました。

○議長(清瀬一郎君) 日程第四、下請
代金支払遅延等防止法の一部を改正す
る法律案を議題といたします。

〔報告書は本号末尾に掲載〕

○簡牛九夫君(登壇) 本号を委員長報告の通り可決するに
よつて、本案は委員長報告の通り可決いた
しました。

○議長(清瀬一郎君) 日程第四、下請
代金支払遅延等防止法の一部を改正す
る法律案を議題といたします。

○議長(清瀬一郎君) 下請代金支払遅延等防止法の一部
を改正する法律案

〔内閣提出〕

本号を委員長報告の通り可決するに
よつて、本案は委員長報告の通り可決いた
しました。

○議長(清瀬一郎君) 本号を委員長報告の通り可決するに
よつて、本案は委員長報告の通り可決いた
しました。

が、その詳細は会議録によつて御承知
を願いたいと存ります。

かくて、同日、質疑を終了し、討論
を省略、採決の結果、本法案は全会一
致をもつて原案の通り可決いたしまし
た。

右、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(清瀬一郎君) 採決いたしま
す。

本案の委員長の報告は可決であります。
本案を委員長報告の通り可決するに
よつて、本案は委員長報告の通り可決いた
しました。

〔賛成者起立〕

○議長(清瀬一郎君) 起立多数。よつ
て、本案は委員長報告の通り可決いた
しました。

○議長(清瀬一郎君) 日程第四、下請
代金支払遅延等防止法の一部を改正す
る法律案を議題といたします。

〔報告書は本号末尾に掲載〕

○議長(清瀬一郎君) 日程第四、下請
代金支払遅延等防止法の一部を改正す
る法律案を議題といたします。

〔報告書は本号末尾に掲載〕

○議長(清瀬一郎君) 日程第四、下請
代金支払遅延等防止法の一部を改正す
る法律案を議題といたします。

○議長(清瀬一郎君) 下請代金支払遅延等防止法の一部
を改正する法律案

〔内閣提出〕

本号を委員長報告の通り可決するに
よつて、本案は委員長報告の通り可決いた
しました。

○議長(清瀬一郎君) 本号を委員長報告の通り可決するに
よつて、本案は委員長報告の通り可決いた
しました。

通常支払われる対価に比し著しく
低い下請代金の額を不当に定めること。

六 下請事業者の給付の内容を均
質にし又はその改善を図るために定
める場合その他正当な理由がある場合
を除き、自己の指

定する物を強制して購入させること。

七 親事業者が第一号若しくは第二
号に掲げる行為をしている場合又は第三号から前号までに掲
げる行為をした場合に下請事業

者者が公正取引委員会又は中小企
業庁長官に對しその事實を知ら
せたことを理由として、取引の
数量を減じ取引を停止し、その
他不利益な取扱いをすること。

第六条中「若しくは第二号」を「
第二号若しくは第七号」に、「若しく
は第四号」を「から第六号まで」に改
める。

第七条第一項中「又は第二号」を
「、第一号又は第七号」に、「又はそ
う下請代金を支払うべきこと」とを、
その下請代金を支払い、又はその不
利益な取扱いをやめるべきこと」に
改め、同条第二項中「又は第四号」を
「から第六号まで」に、「又はその下
請事業者の給付に係る物を再び引き
取るべきこと」を、その下請事業者
の給付に係る物を再び引き取り、そ
の購入させた物を引き取るべきこと
とに改める。

〔内田常雄君登壇〕

○内田常雄君(登壇) 本号を委員長報告の通り可決するに
よつて、本案は委員長報告の通り可決いた
しました。

〔報告書は本号末尾に掲載〕

○内田常雄君(登壇) 本号を委員長報告の通り可決するに
よつて、本案は委員長報告の通り可決いた
しました。

下請代金支払遅延等防止法の施行
後の経験にかんがみ、親事業者の遵
守事項を追加する等により、下請事
業者の利益を保護する必要がある。

これが、この法律案を提出する理由
である。

正議決すべきものと決した次第であります。

なお、議決後、本案に対し、同じく
三党共同提案をもつて、下請事業者が
親事業者と對等な地位を確保するた
め、その自主的組織の結成及び育成
等、積極的施策を講ずべき趣旨の附帶
決議案が提出され、岡本茂君の趣旨説
明の後、これまた全会一致をもつて提
出され、正議決すべきものと決した次第であります。

三党共同提案をもつて、下請事業者が
親事業者と對等な地位を確保するた
め、その自主的組織の結成及び育成
等、積極的施策を講ずべき趣旨の附帶
決議案が提出され、岡本茂君の趣旨説
明の後、これまた全会一致をもつて提
出され、正議決すべきものと決した次第であります。

正議決すべきものと決した次第であります。

〔内田常雄君登壇〕

○内田常雄君(登壇) 本号を委員長報告の通り可決するに
よつて、本案は委員長報告の通り可決いた
しました。

〔報告書は本号末尾に掲載〕

○内田常雄君(登壇) 本号を委員長報告の通り可決するに
よつて、本案は委員長報告の通り可決いた
しました。

こと、その支払期限は六十日以内で、
しかもできる限り短い期間内で定める

こと、及び六十日経過後は遅延利息を
払うこと等の規定を追加する趣旨の修
正案が提出され、田中武夫君の趣旨説
明の後、直ちに採決に付しましたところ、
全会一致をもつて修正案の通り修
正議決すべきものと決した次第であります。

三党共同提案をもつて、下請事業者が
親事業者と對等な地位を確保するた
め、その自主的組織の結成及び育成
等、積極的施策を講ずべき趣旨の附帶
決議案が提出され、岡本茂君の趣旨説
明の後、これまた全会一致をもつて提
出され、正議決すべきものと決した次第であります。

正議決すべきものと決した次第であります。

〔内田常雄君登壇〕

○内田常雄君(登壇) 本号を委員長報告の通り可決するに
よつて、本案は委員長報告の通り可決いた
しました。

〔報告書は本号末尾に掲載〕

○内田常雄君(登壇) 本号を委員長報告の通り可決するに
よつて、本案は委員長報告の通り可決いた
しました。

九一七

2 下請代金の支払期日が定められなかつたときは親事業者が下請事業者の給付を受領した日が、前項の規定に違反して下請代金の支払期日が定められたときは親事業者が下請事業者の給付を受領した日から起算して六十日を経過した日の前日が下請代金の支払期日と定められたものとみなす。

第三条中「及び下請代金の額」を「並びに下請代金の額及び支払期日」に改める。

第四条第二号を次のように改める。

二 下請代金をその支払期日の経過後なお支払ないこと。

第六条の改正に関する部分の前に次のように加える。

第四条の次に次の二条を加える。

(遅延利息)

第四条の二 親事業者は、下請代金の支払期日までに下請代金を支払わなかつたときは、下請事業者に對し、下請事業者の給付を受領した日から起算して六十日を経過した日から支払をするまでの期間について、その日数に応じ、当該未払金額に公正取引委員会規則で定める率を乗じて得た金額を遅延利息として支払わなければならぬ。

官報(号外)

○議長(清瀬一郎君) 採決いたしました。
本案の委員長の報告は修正であります。本案は委員長報告の通り決するに御異議ありませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(清瀬一郎君) 御異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告の通り決しました。

もって散会いたします。

午後二時四十六分散会

○議長(清瀬一郎君) 本日は、これを

めます。よって、本案は委員長報告の通り決しました。

地方行政委員 文教委員 社会労働委員 外務大臣 建設大臣 訓練府総務長官 公正取引委員会委員長 佐藤 基君

一、去る十七日、議長において、次の通り常任委員の補欠を指名した。

赤松 勇君 淡谷 悠藏君 鹿岡 高夫君 小坂善太郎君 斎藤 昇君 中村 梅吉君

井伊 誠一君 佐々木良作君

谷垣 専一君

赤松 勇君 淡谷 悠藏君 鹿岡 高夫君 小坂善太郎君 斎藤 昇君 中村 梅吉君

井伊 誠一君 佐々木良作君

谷垣 専一君

赤松 勇君 淡谷 悠藏君 鹿岡 高夫君 小坂善太郎君 斎藤 昇君 中村 梅吉君

井伊 誠一君 佐々木良作君

谷垣 専一君

赤松 勇君 淡谷 悠藏君 鹿岡 高夫君 小坂善太郎君 斎藤 昇君 中村 梅吉君

井伊 誠一君 佐々木良作君

谷垣 専一君

赤松 勇君 淡谷 悠藏君 鹿岡 高夫君 小坂善太郎君 斎藤 昇君 中村 梅吉君

井伊 誠一君 佐々木良作君

谷垣 専一君

赤松 勇君 淡谷 悠藏君 鹿岡 高夫君 小坂善太郎君 斎藤 昇君 中村 梅吉君

井伊 誠一君 佐々木良作君

谷垣 専一君

赤松 勇君 淡谷 悠藏君 鹿岡 高夫君 小坂善太郎君 斎藤 昇君 中村 梅吉君

井伊 誠一君 佐々木良作君

谷垣 専一君

赤松 勇君 淡谷 悠藏君 鹿岡 高夫君 小坂善太郎君 斎藤 昇君 中村 梅吉君

井伊 誠一君 佐々木良作君

谷垣 専一君

赤松 勇君 淡谷 悠藏君 鹿岡 高夫君 小坂善太郎君 斎藤 昇君 中村 梅吉君

井伊 誠一君 佐々木良作君

谷垣 専一君

赤松 勇君 淡谷 悠藏君 鹿岡 高夫君 小坂善太郎君 斎藤 昇君 中村 梅吉君

井伊 誠一君 佐々木良作君

谷垣 専一君

赤松 勇君 淡谷 悠藏君 鹿岡 高夫君 小坂善太郎君 斎藤 昇君 中村 梅吉君

井伊 誠一君 佐々木良作君

谷垣 専一君

赤松 勇君 淡谷 悠藏君 鹿岡 高夫君 小坂善太郎君 斎藤 昇君 中村 梅吉君

井伊 誠一君 佐々木良作君

谷垣 専一君

赤松 勇君 淡谷 悠藏君 鹿岡 高夫君 小坂善太郎君 斎藤 昇君 中村 梅吉君

井伊 誠一君 佐々木良作君

谷垣 専一君

赤松 勇君 淡谷 悠藏君 鹿岡 高夫君 小坂善太郎君 斎藤 昇君 中村 梅吉君

井伊 誠一君 佐々木良作君

谷垣 専一君

赤松 勇君 淡谷 悠藏君 鹿岡 高夫君 小坂善太郎君 斎藤 昇君 中村 梅吉君

井伊 誠一君 佐々木良作君

谷垣 専一君

赤松 勇君 淡谷 悠藏君 鹿岡 高夫君 小坂善太郎君 斎藤 昇君 中村 梅吉君

井伊 誠一君 佐々木良作君

谷垣 専一君

赤松 勇君 淡谷 悠藏君 鹿岡 高夫君 小坂善太郎君 斎藤 昇君 中村 梅吉君

井伊 誠一君 佐々木良作君

谷垣 専一君

赤松 勇君 淡谷 悠藏君 鹿岡 高夫君 小坂善太郎君 斎藤 昇君 中村 梅吉君

井伊 誠一君 佐々木良作君

谷垣 専一君

赤松 勇君 淡谷 悠藏君 鹿岡 高夫君 小坂善太郎君 斎藤 昇君 中村 梅吉君

井伊 誠一君 佐々木良作君

谷垣 専一君

赤松 勇君 淡谷 悠藏君 鹿岡 高夫君 小坂善太郎君 斎藤 昇君 中村 梅吉君

井伊 誠一君 佐々木良作君

谷垣 専一君

赤松 勇君 淡谷 悠藏君 鹿岡 高夫君 小坂善太郎君 斎藤 昇君 中村 梅吉君

井伊 誠一君 佐々木良作君

谷垣 専一君

赤松 勇君 淡谷 悠藏君 鹿岡 高夫君 小坂善太郎君 斎藤 昇君 中村 梅吉君

井伊 誠一君 佐々木良作君

谷垣 専一君

赤松 勇君 淡谷 悠藏君 鹿岡 高夫君 小坂善太郎君 斎藤 昇君 中村 梅吉君

井伊 誠一君 佐々木良作君

谷垣 専一君

赤松 勇君 淡谷 悠藏君 鹿岡 高夫君 小坂善太郎君 斎藤 昇君 中村 梅吉君

井伊 誠一君 佐々木良作君

谷垣 専一君

赤松 勇君 淡谷 悠藏君 鹿岡 高夫君 小坂善太郎君 斎藤 昇君 中村 梅吉君

井伊 誠一君 佐々木良作君

谷垣 専一君

赤松 勇君 淡谷 悠藏君 鹿岡 高夫君 小坂善太郎君 斎藤 昇君 中村 梅吉君

井伊 誠一君 佐々木良作君

谷垣 専一君

赤松 勇君 淡谷 悠藏君 鹿岡 高夫君 小坂善太郎君 斎藤 昇君 中村 梅吉君

井伊 誠一君 佐々木良作君

谷垣 専一君

赤松 勇君 淡谷 悠藏君 鹿岡 高夫君 小坂善太郎君 斎藤 昇君 中村 梅吉君

井伊 誠一君 佐々木良作君

谷垣 専一君

赤松 勇君 淡谷 悠藏君 鹿岡 高夫君 小坂善太郎君 斎藤 昇君 中村 梅吉君

井伊 誠一君 佐々木良作君

谷垣 専一君

赤松 勇君 淡谷 悠藏君 鹿岡 高夫君 小坂善太郎君 斎藤 昇君 中村 梅吉君

井伊 誠一君 佐々木良作君

谷垣 専一君

赤松 勇君 淡谷 悠藏君 鹿岡 高夫君 小坂善太郎君 斎藤 昇君 中村 梅吉君

井伊 誠一君 佐々木良作君

谷垣 専一君

赤松 勇君 淡谷 悠藏君 鹿岡 高夫君 小坂善太郎君 斎藤 昇君 中村 梅吉君

井伊 誠一君 佐々木良作君

谷垣 専一君

赤松 勇君 淡谷 悠藏君 鹿岡 高夫君 小坂善太郎君 斎藤 昇君 中村 梅吉君

井伊 誠一君 佐々木良作君

谷垣 専一君

赤松 勇君 淡谷 悠藏君 鹿岡 高夫君 小坂善太郎君 斎藤 昇君 中村 梅吉君

井伊 誠一君 佐々木良作君

谷垣 専一君

赤松 勇君 淡谷 悠藏君 鹿岡 高夫君 小坂善太郎君 斎藤 昇君 中村 梅吉君

井伊 誠一君 佐々木良作君

谷垣 専一君

赤松 勇君 淡谷 悠藏君 鹿岡 高夫君 小坂善太郎君 斎藤 昇君 中村 梅吉君

井伊 誠一君 佐々木良作君

谷垣 専一君

赤松 勇君 淡谷 悠藏君 鹿岡 高夫君 小坂善太郎君 斎藤 昇君 中村 梅吉君

井伊 誠一君 佐々木良作君

谷垣 専一君

赤松 勇君 淡谷 悠藏君 鹿岡 高夫君 小坂善太郎君 斎藤 昇君 中村 梅吉君

井伊 誠一君 佐々木良作君

谷垣 専一君

赤松 勇君 淡谷 悠藏君 鹿岡 高夫君 小坂善太郎君 斎藤 昇君 中村 梅吉君

井伊 誠一君 佐々木良作君

谷垣 専一君

赤松 勇君 淡谷 悠藏君 鹿岡 高夫君 小坂善太郎君 斎藤 昇君 中村 梅吉君

井伊 誠一君 佐々木良作君

谷垣 専一君

赤松 勇君 淡谷 悠藏君 鹿岡 高夫君 小坂善太郎君 斎藤 昇君 中村 梅吉君

井伊 誠一君 佐々木良作君

谷垣 専一君

赤松 勇君 淡谷 悠藏君 鹿岡 高夫君 小坂善太郎君 斎藤 昇君 中村 梅吉君

井伊 誠一君 佐々木良作君

谷垣 専一君

赤松 勇君 淡谷 悠藏君 鹿岡 高夫君 小坂善太郎君 斎藤 昇君 中村 梅吉君

井伊 誠一君 佐々木良作君

谷垣 専一君

赤松 勇君 淡谷 悠藏君 鹿岡 高夫君 小坂善太郎君 斎藤 昇君 中村 梅吉君

井伊 誠一君 佐々木良作君

谷垣 専一君

赤松 勇君 淡谷 悠藏君 鹿岡 高夫君 小坂善太郎君 斎藤 昇君 中村 梅吉君

井伊 誠一君 佐々木良作君

谷垣 専一君

赤松 勇君 淡谷 悠藏君 鹿岡 高夫君 小坂善太郎君 斎藤 昇君 中村 梅吉君

井伊 誠一君 佐々木良作君

谷垣 専一君

赤松 勇君 淡谷 悠藏君 鹿岡 高夫君 小坂善太郎君 斎藤 昇君 中村 梅吉君

井伊 誠一君 佐々木良作君

谷垣 専一君

赤松 勇君 淡谷 悠藏君 鹿岡 高夫君 小坂善太郎君 斎藤 昇君 中村 梅吉君

井伊 誠一君 佐々木良作君

谷垣 専一君

赤松 勇君 淡谷 悠藏君 鹿岡 高夫君 小坂善太郎君 斎藤 昇君 中村 梅吉君

井伊 誠一君 佐々木良作君

谷垣 専一君

赤松 勇君 淡谷 悠藏君 鹿岡 高夫君 小坂善太郎君 斎藤 昇君 中村 梅吉君

井伊 誠一君 佐々木良作君

谷垣 専一君

赤松 勇君 淡谷 悠藏君 鹿岡 高夫君 小坂善太郎君 斎藤 昇君 中村 梅吉君

井伊 誠一君 佐々木良作君

谷垣 専一君

赤松 勇君 淡谷 悠藏君 鹿岡 高夫君 小坂善太郎君 斎藤 昇君 中村 梅吉君

井伊 誠一君 佐々木良作君

谷垣 専一君

赤松 勇君 淡谷 悠藏君 鹿岡 高夫君 小坂善太郎君 斎藤 昇君 中村 梅吉君

井伊 誠一君 佐々木良作君

谷垣 専一君

赤松 勇君 淡谷 悠藏君 鹿岡 高夫君 小坂善太郎君 斎藤 昇君 中村 梅吉君

井伊 誠一君 佐々木良作君

谷垣 専一君

赤松 勇君 淡谷 悠藏君 鹿岡 高夫君 小坂善太郎君 斎藤 昇君 中村 梅吉君

井伊 誠一君 佐々木良作君

谷垣 専一君

赤松 勇君 淡谷 悠藏君 鹿岡 高夫君 小坂善太郎君 斎藤 昇君 中村 梅吉君

井伊 誠一君 佐々木良作君

谷垣 専一君

赤松 勇君 淡谷 悠藏君 鹿岡 高夫君 小坂善太郎君 斎藤 昇君 中村 梅吉君

井伊 誠一君 佐々木良作君

谷垣 専一君

赤松 勇君 淡谷 悠藏君 鹿岡 高夫君 小坂善太郎君 斎藤 昇君 中村 梅吉君

井伊 誠一

一、去る十七日内閣から提出した議案は次の通りである。
 自動車の保管場所の確保等に関する法律案
 (議案付託)
 一、去る十七日委員会に付託された議案は次の通りである。
 中小企業省設置法案(松平忠久君外二十六名提出、衆法第二六六号)
 内閣委員会 付託
 中小企業基本法案(松平忠久君外二十六名提出)
 中小企業組織法案(松平忠久君外二十六名提出)
 中小企業省設置法案(松平忠久君外二十六名提出)
 二、去る十七日委員会に付託された議案は次の通りである。
 中小企業基本法案(松平忠久君外二十六名提出、衆法第二四四号)
 中小企業組織法案(松平忠久君外二十六名提出、衆法第二五二号)
 中小企業基本法案(宮澤胤勇君外二百六十二名提出、衆法第四二号)
 以上三件 商工委員会 付託
 一、去る十七日、予備審査のため参議院から送付された議案は次の委員会に付託された。議案は次の通りである。
 中小企業基本法案(永末英一君提出、参法第一〇号)(予)
 商工委員会 付託
 医療法の一部を改正する法律案(藤本捨助君外六名提出、衆法第四三号)
 社会労働委員会 付託
 (議案送付)
 一、去る十七日参議院に送付した内閣提案は次の通りである。
 太船運送法の一部を改正する法律案
 財政法の一部を改正する法律案
 大蔵省設置法の一部を改正する法律案
 農地開拓機械公團法の一部を改正する法律案

一、去る十七日、予備審査のため次の本院議員提出案を参議院に送付した。
 中小企業基本法案(宮澤胤勇君外二百六十二名提出)
 中小企業組織法案(松平忠久君外二十六名提出)
 中小企業省設置法案(松平忠久君外二十六名提出)
 二、去る十八日、予備審査のため次の本院議員提出案を参議院に送付した。
 医療法の一部を改正する法律案(藤本捨助君外六名提出)
 (約束通知)
 一、去る十七日、参議院送付の次の条約を承認することを議決した旨参議院に通知した。
 航空業務に関する日本国とパキスタンとの間の協定の締結について承認を求めるの件
 (議案撤回)
 一、去る十八日、議員から、次の議案を撤回する旨の申出があつた。
 下請関係法案(松平忠久君外二十八名提出、第三十九回国会衆法第二二二号)
 二、去る十八日委員会に付託した内閣提案は次の通りである。
 太船運送法の一部を改正する法律案
 財政法の一部を改正する法律案
 大蔵省設置法の一部を改正する法律案
 農地開拓機械公團法の一部を改正する法律案

一、去る十七日委員会に付託された議案は次の通りである。
 中小企業基本法案(永末英一君提出、衆法第二六六号)
 商工委員会 付託
 参法第一〇号)(予)
 医療法の一部を改正する法律案(藤本捨助君外六名提出、衆法第四三号)
 社会労働委員会 付託
 (議案送付)
 一、去る十八日、議員から、次の議案を撤回する旨の申出があつた。
 下請関係法案(松平忠久君外二十八名提出、第三十九回国会衆法第二二二号)
 二、去る十八日参議院に送付した内閣提案は次の通りである。
 太船運送法の一部を改正する法律案
 財政法の一部を改正する法律案
 大蔵省設置法の一部を改正する法律案
 農地開拓機械公團法の一部を改正する法律案

一、去る十八日、議員から、次の議案を撤回する旨の申出があつた。
 下請関係法案(松平忠久君外二十八名提出、第三十九回国会衆法第二二二号)
 二、去る十八日、議員から、次の議案を撤回する旨の申出があつた。
 太船運送法の一部を改正する法律案
 財政法の一部を改正する法律案
 大蔵省設置法の一部を改正する法律案
 農地開拓機械公團法の一部を改正する法律案

一、去る十八日、議員から、次の議案を撤回する旨の申出があつた。
 下請関係法案(松平忠久君外二十八名提出、第三十九回国会衆法第二二二号)
 二、去る十八日参議院に送付した内閣提案は次の通りである。
 太船運送法の一部を改正する法律案
 財政法の一部を改正する法律案
 大蔵省設置法の一部を改正する法律案
 農地開拓機械公團法の一部を改正する法律案

1. 外交政策上の経済協力を推進するため、経済局の経済協力部を局に昇格し、経済協力に関する協定及び国際機関との協力並びに本邦からの海外投資に関する事務を

【別紙】

(小字及び
は修正)

うとする者は、都道府県知事の許可を受けなければならないこと

ととし、知事はこの揚水設備が建設省令で定める技術的基準に適合していると認める場合でなければ許可をしてはならないこと

ととすること。

（議案付託）

（議案付託）

会議には諸外国は必ず大使級以上の代表を出席させている実情を考慮して、わが国もその程度、大使級の代表を送りうるようするため、在ジュネーヴ国

に伴い、地下水の採取が著しく増大し、各地において地下水位が異常に低下し、そのため地盤の沈下をひき起こしているので、これを防止するため工農業用水法による規制のほかに、冷房設備用、水洗便用等の建築物用地下水の採取についても必要な規制を行なうことにより、国民の生命及び財産の保護を図り、もつて公共の福祉に寄与することを目的とするもので、その要旨は次の通りである。

（議案付託）

鉄道敷設法の一部を改正する法
律案(内閣提出)に関する報告書

議案の要旨及び目的

本案は、最近におけるわが国經濟の急激な發展の傾向にからみ、日本国有鉄道の鐵道網を整備し、もつて産業資源の開發並びに經濟交流を促進し、わが國經濟の發展に貢献するため、鐵道敷設法の別表に、新たに十二の線路を追加しようとするものである。

二 議案の可決理由

本案は、わが國の今後における經濟規模の拡大的な發展の傾向にからみ、適切かつ妥当な措置と認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和三十七年四月十八日

運輸委員長 简牛 九夫
衆議院議長 清瀬一郎殿

下請代金支払遅延等防止法の一
部を改正する法律案(内閣提出)

一 議案の要旨及び目的

現行法は、下請取引を公正ならしめるとともに下請事業者の利益を保護する目的で、昭和三十一年に制定されたものであるが、そのなかで、親事業者の禁止行為として、1 下請事業者の責に帰すべき理由がないのに、下請事業者代金を遅滞なく支払わないこと、3 不當に下請代金の額を減すること、4 下請事業者の責に帰すべき理由がないのに、下請事業者

の給付を受領した後、下請事業者にその給付に係る物を引き取らせること、を定めている。しかし、

景氣の後退時期において、親事業者が金融難等を下請事業者に転嫁しようとする傾向があらわれ、現行法では規制できない面があるので、親事業者の禁止行為にさらに次の三項を追加して、法の強化を図ろうとするのが本改正案の趣旨である。

二 不當な買いたたき行為

1 不當な買いたたき行為
入の強制

2 自社製品、手持原材料等の購入の強制

3 下請事業者が公正取引委員会又は中小企業庁長官に親事業者の不当行為を通報したことによりとする報復措置

二 議案の修正議決理由

本案は、下請取引を公正ならしめ、親事業者の不公正な行為を防止し、下請事業者の利益の保護に寄与するための措置として有効なものと認めるが、支払期日、遅延利息等に関する規定を追加する必要があると認め、これを別紙のとおり修正議決すべきものと議決した決第である。

なお、本案に対し別紙のとおりの附帯決議を附することに決した。

右報告する。

昭和三十七年四月十八日

商工委員長 早稲田柳右門
衆議院議長 清瀬一郎殿

六 下請事業者の給付の内容を均質にし又はその改善を図るためにある場合その他正当な理由がある場合を除き、自己の指定する物を強制して購入させること。

七 親事業者が第一号若しくは第二号に掲げる行為をしている場合又は第三号から前号までに掲げる行為をした場合に下請事業者が公正取引委員会又は中小企業庁長官に対しその事実を知らせたことを理由として、取引の数量を減じ、取引を停止し、その他不利益な取扱いをすること。

下請代金支払遅延等防止法(昭和三十一年法律第百二十号)の一部を次のように改正する。

〔別紙〕

(小字は修正)

3 不當に下請代金の額を減すること、4 下請事業者の責に帰すべき理由がないのに、下請事業者

第一条の次に次の二条を加える。

第四条の次に次の二条を加える。

(下請代金の支払期日)

第二条の二 下請代金の支払期日は、親事業者が下請事業者の給付を受領した日から起算して六十日を超過するときは親事業者が下請事業者の給付を受領した日から起算して六十日を超過した日の前日が下請代金の支払期日と定められたものとみなす。

第三条中「及び下請代金の額」を「並びに下請代金の額及び支払期日」に改める。

第四条第(二)号を次のよう改める。

二 下請代金をその支払期日の経過後なお支払ひないこと。

第三条中「及び下請代金の額」を「並びに下請代金の額及び支払期日」に改める。

第五条第(二)号を次のよう改める。

二 下請代金をその支払期日の経過後なお支払ひないこと。

第六条中「若しくは第二号」を「第六号」を「から第六号まで」に改める。

第二号若しくは第七号に、「若しくは第四号」を「から第六号まで」に改める。

第七号若しくは第八号に、「若しくは第五号」を「から第八号まで」に改める。

〔別紙〕

下請代金支払遅延等防止法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は、本法によつて下請取引の公正を図るほか、下請事業者が親事業者と対等な地位を確保するため、その自主的組織の結成及び育成を図る等各種にわたり積極的施策を講ずべきである。

政府は、本法によつて下請取引の公正を図るほか、下請事業者が親事業者と対等な地位を確保するため、その自主的組織の結成及び育成を図る等各種にわたり積極的施策を講ずべきである。